様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和8 年 6 月 18 日

豊中市長　殿

提出者
住　所　　大阪市北区大淀中１丁目１番９３号
梅田スカイビルガーデンシックス
氏　名　　積水ハウス株式会社
大阪北シャーメゾン支店
木村　寛
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　06-6440-3450

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１２条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	豊中市管轄区域内事業場
事業場の所在地	豊中市管轄区域内
計画期間	令和8年4月1日　～ 令和9年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	０６　総合工事業
②事業の規模	１８，７３１百万円（元請完成工事高）
③従業員数	２０５人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

（日本工業規格　Ａ列４番）

前　年　度　【令和７年　度】　実　績

排出者						
住所	名称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の住所	産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
大阪市北区大淀中１丁目１番93号 梅田スカイビルガーデンシックス2期	積水ハウス株式会社 大阪北シャーメゾン支店	管理課	池田　亨	06-6440-3455	06-6440-3451	ike-ikeda@edn.sekisuiho

産業廃棄物の種類		計画の実施状況																		
		①排出量	②自ら直接再生利用した量	③自己直接埋立船分又は海洋投入船分した量	④自ら中間処理した	⑤ ④のうち熱回収を行った量	⑥自ら中間処理した後の残さ量	⑦自ら中間処理により減量した量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑨自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑩直接及び自ら自己処理した後の処理委託量	（⑩＝①−②−③−④＋⑥−⑧−⑨＝⑪＋⑫＋⑭＋⑮＋⑯）							②＋⑧自ら再生利用を行った量	③＋⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量
												委託先による区分								
												⑪再生利用業者への処理委託量	⑫熱回収認定業者への処理委託量	⑬熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量	⑭その他の中間処理業者への処理委託量	⑮最終処分委託量	⑯優良認定処理業者への処理委託量			
コード参照	産業廃棄物の種類	発生した産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、自ら中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	自ら中間処理を行った後の量	④の量から⑥の量を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量（⑪、⑫除く）	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量（⑫～⑭を除く）	⑩の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑩の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	②の量と⑧の量を合計したもの（自動計算）	③の量と⑨の量を合計したもの（自動計算）	
1	### コンクリート	897.86							13.31		884.55	884.55						13.31		
2	### アスファルト・コンクリート	195.29									195.29	195.29								
3	### がれき類その他	0.74									0.74	0.74								
4	### ガラス・陶磁器	15.64							10.14		5.50	5.50						10.14		
5	600 廃プラスチック類	20.57							19.49		1.08	1.08						19.49		
6	### 金属くず	44.24							9.21		35.03	35.03						9.21		
7	700 紙くず	17.85							17.85									17.85		
8	800 木くず	339.61							14.01		325.60	325.60					325.60	14.01		
9	300 繊維くず	0.91							0.33		0.58	0.58						0.33		
10	### 廃石膏ボード	35.32							31.87		3.45	3.45						31.87		
11	### 建設混合廃棄物	158.10									158.10	158.10					74.38			
12	### （石綿）がれき類その他	64.59									64.59					64.59	62.90			
13	### （石綿）廃プラスチック類	0.04									0.04									
14																0.04	0.04			
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				
	合計	1,790.76							116.21		1,674.55	1,609.92				64.63	462.92	116.21		

（注1）トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

前　年　度　【令和８年　度】　目　標

排出者						
住所	名称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の住所	産業廃棄物を排出する事業場を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
大阪市北区大淀中１丁目１番93号 梅田スカイビルガーデンシックス2期	積水ハウス株式会社 大阪北シャーメゾン支店	管理課	池田　亨	06-6440-3455	06-6440-3451	ike.ikeda@edn.sekisuiho

産業廃業物の種類		計画の実施状況																	
		①排出量	②自ら直接再生利用した量	③自己直接埋立船分又は海洋投入船分した量	④自ら中間処理した	⑤ ④のうち熱回収を行った量	⑥自ら中間処理した後の残さ量	⑦自ら中間処理により減量した量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑨自ら中間処理した自ら埋立船分又は海洋投入船分した量	⑩直接及び自ら自己処理した後の処理委託量	（⑩＝①-②-③-④+⑥-⑧-⑨ ＝⑪+⑫+⑬+⑭+⑮）						②+⑤自ら再生利用を行った量	③+⑩当該又は他メーカー投入船分を行った量
												委託先による区分					埋立処分委託量	優良認定処理業者への処理委託量	
												⑪再生利用業者への処理委託量	⑫熱回収認定業者への処理委託量	⑬熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量	⑭その他の中間処理				
コード	名　称	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)								
コード参照	産業廃業物の種類	発生した産業廃業物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立船分又は海洋投入船分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	自ら中間処理を行った後の量	④の量から⑥の量を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立船分及び海洋投入船分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量（⑪、⑭除く）	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量（⑫～⑭を除く）	⑩の量のうち、委託して埋立て最終処分した量	⑩の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	②の量と⑤の量を合計したもの（自動計算）	③の量と⑩の量を合計したもの（自動計算）
1	### コンクリート	808.07						0.00	11.98		796.09	796.10					11.98	0.00	
2	### アスファルト・コンクリート	175.76						0.00			175.76	175.76					0.00	0.00	
3	### がれき類その他	0.67						0.00			0.67	0.67					0.00	0.00	
4	### ガラス・陶磁器	14.08						0.00	9.13		4.95	4.95					9.13	0.00	
5	600 廃プラスチック類	18.51						0.00	17.54		0.97	0.97					17.54	0.00	
6	### 金属くず	39.82						0.00	8.29		31.53	31.53					8.29	0.00	
7	700 紙くず	16.07						0.00	16.07		0.00						16.07	0.00	
8	800 木くず	305.65						0.00	12.61		293.04	293.04				293.04	12.61	0.00	
9	300 繊維くず	0.82						0.00	0.30		0.52	0.52					0.30	0.00	
10	### 廃石膏ボード	31.79						0.00	28.68		3.11	3.11					28.68	0.00	
11	### 建設混合廃棄物	142.29						0.00			142.29	142.29				66.94	0.00	0.00	
12	### （石綿）がれき類その他	58.13						0.00			58.13				58.13	56.61	0.00	0.00	
13	### （石綿）廃プラスチック類	0.04						0.00			0.04					0.04	0.00	0.00	
14								0.00			0.00				0.04		0.00	0.00	
15								0.00			0.00						0.00	0.00	
16								0.00			0.00						0.00	0.00	
17								0.00			0.00						0.00	0.00	
18								0.00			0.00						0.00	0.00	
19								0.00			0.00						0.00	0.00	
20								0.00			0.00						0.00	0.00	
	合計	1,611.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	104.60	0.00	1,507.10	1,448.94	0.00	0.00	0.00	416.63	104.60	0.00	

（注１）トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下３桁まで記載は可。

産業廃棄物の処理に関わる管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙管理体制図の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（　令和7　　年度）　実績】

産業廃棄物の種類	別表1のとおり	
排出量	1790.76 t	t

（これまでに実施した取組）
・ 新築施工現場では２７分別を行いQRラベルによる廃棄物量の実測を行っている
・ 梱包材の簡素化
・ 解体工事では建設リサイクル法の特定建設資材以外もリサイクルに取り組んでいる

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	別表2のとおり	
排出量	1611.68 t	t

（今後実施する予定の取組）
・ 梱包材の簡素化、余剰材の削減
・ プレカット品の推進（石膏ボード等）
・ 工法の改善（複合化率のアップ）
・ 解体工事では建設リサイクル法の特定建設資材以外もリサイクルに取り組む

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
新築工事については、現場にて27分別を実施。解体工事では建設リサイクル法の特定建設資材以外もリサイクルに取り組んでいる

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

現状維持

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（　令和7　　年度）　実績】

産業廃棄物の種類	別表1のとおり	
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	116.21 t	t

（これまでに実施した取組）
- 新築廃棄物は、現地にて27分別を実施し資源循環センターに搬入
- 資源循環センターでは、広域認定制度（第２７９号）に基づき運用
- 資源循環センターでは、持ち込まれた廃棄物を最大80品目に分別
- 資源循環センターでは、マテリアルリサイクル率９０％を達成

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	別表2のとおり	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	104.59 t	t

（今後実施する予定の取組）
- 現状を維持して継続する

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（　令和7　　年度）　実績】

産業廃棄物の種類	―	
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00 t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	―	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t	t

（今後実施する予定の取組）

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（　令和7　　年度）　実績】

産業廃棄物の種類	―	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	―	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	t

（今後実施する予定の取組）

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（　令和7　　年度）　実績】

産業廃棄物の種類	別表1のとおり	
全処理委託量	1674.55 t	t
優良認定処理業者への処理委託量	462.92 t	t
再生利用業者への処理委託量	1609.93 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	t

（これまでに実施した取組）

・ 当社規定のマニュアルに従い業者選定をし、契約を締結している
・ 契約を締結している中間最終処理業者の施設確認を半年に一回実施している

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td>別表2のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>1507.10 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td></td><td>416.63 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td></td><td>1448.94 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td></td><td>0.00 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td></td><td>0.00 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
・ 優良認定処理業者の採用を推進する</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月３０日までに提出すること

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は以下に従って記入すること。

(1)　①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること

(2)　②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ、事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)　④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行いに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって、減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物への処理及び清掃に関する法律施工令第６条の１１第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと

産業廃棄物の一連の処理の工程　　（別紙）

新築工事	コンクリート	→	広域認定第279号による再資源化処理	→	再生原料
	アスコン	→	広域認定第279号による再資源化処理	→	再生原料
	がれき類その他	→	広域認定第279号による再資源化処理	→	再生原料
	ガラス・陶磁器	→	広域認定第279号による再資源化処理	→	再生原料
	廃プラスチック類	→	広域認定第279号による再資源化処理	→	再生原料
	金属くず	→	広域認定第279号による再資源化処理	→	再生原料
	紙くず	→	広域認定第279号による再資源化処理	→	再生原料
	木くず	→	広域認定第279号による再資源化処理	→	再生原料
	繊維くず	→	広域認定第279号による再資源化処理	→	再生原料
	廃石膏ボード	→	広域認定第279号による再資源化処理	→	再生原料
		→		→	
解体工事	コンクリート	→	破砕　（再生処理業者に委託）	→	再生砕石
	アスコン	→	破砕　（再生処理業者に委託）	→	再生ｱｽﾌｧﾙﾄ
	がれき類その他	→	破砕　（再生処理業者に委託）	→	再生砕石
	がれき類その他	→	破砕　（処理業者に委託）	→	安定型埋立
	ガラス・陶磁器	→	破砕　（再生処理業者に委託）	→	再生砕石
	廃プラスチック類	→	破砕　（処理業者に委託）	→	安定型埋立
	金属くず	→	破砕　（再生処理業者に委託）	→	再生原料
	紙くず	→	破砕　（再生処理業者に委託）	→	再生原料
	木くず	→	破砕　（再生処理業者に委託）	→	再生原料
	繊維くず	→	破砕　（処理業者に委託）	→	管理型埋立
	廃石膏ボード	→	破砕　（再生処理業者に委託）	→	再生原料
		→		→	

2026年4月1日 作成

事業所名	大阪北シャーメゾン支店

【 廃棄物管理体制図 】

廃棄物処理総括責任者	支店長
廃棄物処理総括責任者代理	副支店長
産業廃棄物管理責任者	管理長
産業廃棄物管理副責任者	

（副責任者を任命する場合）

特別管理産業廃棄物管理責任者	1 名

適正処理推進員（現場監督員）	担当者	役職
	建築長	課長
	建築担当者	副長
	建築担当者	主任
	建築担当者	主任
	建築担当者	主任
	建築担当者	主任
	建築担当者	主任